令和２年度成田市学力調査事業　プロポーザル審査に係る規定について

１　入札価格の評価方法

　入札価格の評価については，次のとおりとする。

入札価格の得点は，入札価格を予定価格で除して得た値を１から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

入札価格点＝価格点の配点×（１－入札価格÷予定価格）

２　技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は，別冊の仕様書，別紙のプロポーザル審査表に基づき，選定審査委員会が以下のとおり評価を行う。

選定審査委員会は，教育部長，学務課長，教育指導課長，教育センター所長，教育指導課総務係長，同課担当指導主事，成田市学力向上推進委員長，同副委員長によって組織する。

（１）評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については，仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し，これを満たしているものには，評価基準に基づいて基礎点を与え，更に，これを超える部分については，評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。

（２）仕様書に記載する技術等の要求要件を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は，選定審査委員会において，提出された総合評価に関する書類その他で求める提出資料の内容を審査して行う。

なお，仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は，評価の対象としない。

また，仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても，成田市教育委員会としての必要度・重要度に照らして，必要な範囲を超え，評価する意味のないものは，評価の対象としないことがある。

３　得点配分

| 区分 | 価格点 | 技術点 | 合計 |
| --- | --- | --- | --- |
| 配点 | ３０ | １７０ | ２００ |

| １　業務取組方針等 | １２０ |
| --- | --- |
| ２　業務の実施体制 | 　４０ |
| ３　業務の実績 | 　１０ |
| ４　見積の妥当性 | 　３０ |

４　総合評価の方法

（１）入札価格及び技術等の総合評価は，「成田市学力調査業務プロポーザル募集要項」に示す参加資格を満たす入札者のうち，「１　入札価格の評価方法」により得られた入札価格の得点に，「２　技術等の評価方法」により得られた当該入札者の技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い，当該数値の最も高い者を落札者とする。

（２）上記数値の最も高い者が２人以上であるときは，当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，本プロポーザルに関係のない職員に，これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。